

感染症による出席停止について

下記の感染症は、**学校保健安全法**で定める学校において予防すべき感染症であり、他の幼児児童生徒にうつるおそれのある期間は登校できないこととなっていますので、**速やかに学校へお知らせをください。**

感染症ごとに定められた下記に記載する出席停止期間、または学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでは、**出席停止の扱い**となり、その期間は**欠席とみなしません。**

医師の診察の結果、登校の許可が出ましたら、

- ①別添付の「感染症登校（園）許可書」をA4用紙に両面印刷してください。
- ②学年・組・氏名をご家庭で記入してください。
- ③医院に「感染症登校（園）許可書」を持参し、作成を依頼する。
- ④作成された「感染症登校（園）許可書」をお子さまに持たせ、登校させてください。

※明石市内医院では、明石市医師会のご好意により「感染症登校（園）許可書」の作成費用は無料となっております。

病 名	登校（園）のめやす
インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過してから（幼児にあっては3日）
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了してから
麻疹（はしか）	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過してから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の膨脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
風しん	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになってから
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過してから
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められてから
流行性角結膜炎	眼の症状が軽減してからも感染力の残る場合があり、医師において感染のおそれがないと認められてから
腸管出血性大腸菌 感染症（O157, O26, O111等）	有症状者の場合には、医師において感染のおそれがないと認められてから。（無症状病原体保有者の場合には、トイレで排泄習慣が確立している5歳以上の小児は出席停止の必要はない。）
急性出血性結膜炎	眼の症状が軽減してからも感染力の残る場合があり、医師において感染のおそれがないと認められてから
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師により感染のおそれがないと認められてから